

# 月報私学

11 2011  
VOL.167

日本私立学校振興・共済事業団広報



学園創立111年 海に近い緑豊かなキャンパスで学生は「実体験」と「地域」から学びを深め、社会へ巣立ちます  
写真提供：学校法人 新潟青陵学園 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部（新潟県新潟市）

## CONTENTS

- 平成24年度 私学助成関係予算の概算要求…………… 2
- 平成24年度 専修学校関係予算の概算要求…………… 3
- 私立幼稚園の財務状況《平成21年度決算集計》…………… 6
- 私学支援ポータルサイトの開設 一東日本大震災の復旧・復興に向けて…………… 8
- 平成23年度 第2回私学共済事務担当者研修会…………… 9
- 災害関係…………… 10
  - ◆東日本大震災にかかる私学共済制度の取り扱い
  - ◆新潟・福島豪雨及び台風12号・15号にかかる私学共済制度の取り扱い
- 平成23年度 加入者証の検認の実施…………… 11
- 被扶養者認定申請ポイントと事例②…………… 12
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成24年度概算要求 私学関係

| 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成23年度<br>予 算 額                       | 平成24年度<br>概算要求・要望額                                | 比 較 増 減                                  | 備 考                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 百万円                                   | 百万円                                               | 百万円                                      |                                |
| (1) 私立大学等経常費補助<br>(上記の外、復旧・復興対策経費)<br>計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 320,922<br>—                          | 329,982<br>7,460<br>337,442                       | 9,060<br>—                               | うち「日本再生<br>重点化措置」<br>15,460百万円 |
| ○概要：私立大学等の質の高い教育研究活動を支援するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を充実。<br>◆一般補助 【 282,298百万円 】<br>教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援する。<br>◆特別補助 【 55,144百万円 】<br>我が国の成長を支える人材養成の取組への重点的支援と、被災地の大学の安定的教育環境の整備等を図る。<br>・成長分野の推進に貢献する人材の育成<br>・大学等の国際交流の基盤整備への支援<br>・就職支援・就業力育成の充実<br>・授業料等減免や学生の経済的支援体制等の充実<br>・被災私立大学等復興特別補助 等                                                                                        |                                       |                                                   |                                          |                                |
| (2) 私立高等学校等経常費<br>助成費等補助<br>(上記の外、復旧・復興対策経費)<br>計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 100,230<br>—                          | 102,882<br>1,397<br>104,279                       | 2,652<br>—                               | うち「日本再生<br>重点化措置」<br>7,052百万円  |
| ○概要：私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助する。<br>◆一般補助 【 89,330百万円 】<br>各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。<br>◆特別補助 【 12,160百万円 】<br>各学校の特色ある取組を支援する。<br>・授業料減免事業<br>・防災教育等や幼稚園における子育て支援 等<br>◆特定教育方法支援事業 【 2,789百万円 】<br>特別支援教育など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。                                                                                                              |                                       |                                                   |                                          |                                |
| (3) 私立学校施設・設備の整備の推進<br>(上記の外、復旧・復興対策経費)<br>(※うち、他局分)<br>計<br>〔他に、財政融資資金〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 15,688<br>—<br>(941)<br>計<br>〔30,700〕 | 10,683<br>15,003<br>(2,939)<br>25,686<br>〔58,100〕 | △ 5,005<br>—<br>(1,998)<br>計<br>〔27,400〕 |                                |
| ○概要：地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強等に対する支援のほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備の推進を図る。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。<br>◆耐震化等の促進 【 14,294百万円 (うち、他局分：2,803百万円) 】<br>学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか新たに非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を支援する。<br>◆教育・研究装置等の整備 【 10,683百万円 (うち、他局分：136百万円) 】<br>教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。<br>◆私立大学病院の機能強化 【 709百万円 】<br>私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。 |                                       |                                                   |                                          |                                |
| 概 算 要 求 ・ 要 望 額 計<br>(復旧・復興対策経費計)<br>総 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 436,840<br>—<br>436,840               | 443,547<br>23,860<br>467,407                      | 6,707<br>—<br>30,567                     |                                |

平成二十四年度  
私学助成関係予算の  
概算要求  
文部科学省高等教育局  
私学部私学助成課

助成業務

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている

役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

平成二十四年度概算要求は、二十三年九月二十日に閣議決定された「平成二十四年度予算の概算要求組替え基準

について」に基づき行われました。これにより文部科学省では、我が国の経済社会を再生し、国民一人ひとりが希望をもって前に進める社会を実現するため、教育による多様な人材の育成、スポーツ・文化芸術の振興、科学技術の推進に資する施策を、未来への先行投資として「日本再生重点化措置」において要望し、また、学校施設の復旧・耐震化や原子力災害からの復興支援な

ど、国家的危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現するために必要な復旧・復興対策にかかる経費を要求しました。これらを踏まえた概算要求は九月三十日に提出されました。二十四年度の私学助成関係概算要求の概要は次のとおりです。

私立大学等の経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

二十四年度概算要求においては、私立大学等の質の高い教育研究活動を支援するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料等減免等への支援を充実します。

一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について引き続き支援します。

特別補助では、①成長分野の推進に貢献する人材の育成、②大学等の国際交流の基盤整備への支援、③就職支援・就業力育成の充実、④授業料等減免や学生の経済的支援体制等の充実、⑤被災私立大学等復興特別補助など、我が国の成長を支える人材養成の取組への重点的支援と、被災地の大学の安定的教育環境の整備等を図ります。

### 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国が補助するものです。

二十四年度概算要求においては、一般補助の生徒等一人あたり単価を増額するとともに、待機児童解消のため、私立幼稚園における預かり保育推進事業等の子育て支援の一層の充実を図ります。

また、防災教育等に取り組む私立高等学校等に対し特別な支援を行うとともに、東日本大震災の被災三県において、運営が困難な状況にあっても教育の質の向上を図る取組や子育て支援、幼稚園特別支援教育などを行う私立高等学校・幼稚園等に対し、特別の加算措置を行います。

### 私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備に対する補助にかかる二十四年度概算要求においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、学生・生徒等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であることから、学校施設の耐震補強工事への補助の拡充に加え、非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、自家発電設備の整備等の防災機能強化のために行う工事等についても新たに補助を行います。なお、

学校施設の耐震補強工事への補助については、新たに専修学校を補助対象にするよう要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校が行う老朽校舎（築三十年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設（昭和五十六年以前の建物）の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても要求しています。

耐震化以外にも、アスベスト対策工事や身体障がい者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化、情報教育や教育・研究の基盤強化など、教育研究機能の高度化のための施設・設備の充実や太陽光発電等の再生可能エネルギー活用 に配慮した私立学校施設の整備の推進を支援して参ります。

### 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の二十四年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の建替え整備事業や東日本大震災による災害復旧事業を含む施設・設備の整備等に対する貸付計画額を九七四億円とし、その財源の一部として財政融資資金五八一億円を要求しています。

## 平成二十四年度 専修学校関係予算の 概算要求

### 文部科学省生涯学習政策局 専修学校教育振興室

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

平成二十三年五月現在、学校数は三、一一五校、生徒数は約六二万人となっており、特に高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約五五万人、専門学校への新規高卒者の進学率は一六・〇％と、大学に次ぐ進学先であり、専門学校は我が国の高等教育機関としても重要な一翼を担っています。（注）

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

概算要求の主な概要は次のとおりです。

（注）学校基本調査速報より。岩手県、宮城県及び福島県の数値は速報に反映されていない。

### 成長分野等における中核的専門人材 養成の戦略的推進

産業・社会構造の変化やグローバル化等が進む中で、かつてない空洞化の危機を克服するとともに、国際競争力の強化など我が国経済社会の一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材移動を円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが重要です。

このため、産学官の連携により、中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、我が国の成長を支える中核的専門人材養成のための新たな学習システムの実証等を通じた基盤を確立していくこととしています。

#### 【推進する分野例】

①環境・エネルギー、②食・農林水産、③医療・福祉・健康、④クリエイティブ（コンテンツ、デザイン・ファэшヨ等）、⑤観光、⑥IT（クラウド、ゲーム・CG等）、⑦グローバル専門人材育成、⑧その他

#### 【推進する取組】

①産学官コンソーシアムによる取組の推進

○各産学官コンソーシアムにおいて、今後の課題・方向性等の検討・

平成24年度 専修学校関係概算要求について

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 【単位:百万円】     |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|---------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 24年度<br>要求額  | (23年度予算額)<br>当初+1次補正+2次補正 |
| 1 国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |              |                           |
| ○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【拡充】                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 579          | ( 87 )                    |
| ※ 日本再生重点化措置要望<br>職業実践的な教育の質の向上・保証の仕組みや、社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発・実証や取組成果の評価等を行う。<br>【推進分野等】<br>環境・エネルギー、食・農林水産、医療・福祉・健康、クリエイティブ（デザイン、ファッション等）、観光、IT（クラウド、ゲーム・CG等）、グローバル専門人材育成など                                                                                                                     |  |              |                           |
| ○ 専修学校留学生総合支援プラン                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 89           | ( 99 )                    |
| 専門学校における留学生の受入れ拡大を図るため、地域における相談窓口等の設置や、支援情報の提供、日本での就職に際し求められる能力の修得のための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組みを総合的に進めるための体制を整備。また、被災地における留学生への支援として、23年度に引き続き以下の取組を実施。<br>【被災地における取組の例】<br>○多言語に対応したWEBサイトを有する東日本大震災に関連する留学生への情報提供<br>○被災地や一時帰国している留学生への就学手続きや奨学金に関する相談・アドバイス<br>○被災地留学生等の就職活動のための就職対策講座やインターンシップ等の実施 |  |              |                           |
| ○ 国費外国人留学生制度（専門学校分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | 590          | ( 653 )                   |
| 専修学校（専門課程）における国費留学生の計画的受入れを推進。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |              |                           |
| ○ 私費外国人留学生学習奨励費（専門学校分含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 7,489<br>の内数 | ( 7,212 )<br>の内数          |
| ※ 復旧・復興対策に係る経費<br>大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関又は我が国の日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援。<br>・大学院レベル 月額65,000円<br>・学部レベル 月額48,000円                                                                                                                                                                    |  |              |                           |
| ※上記のうち、復旧・復興対策999百万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |              |                           |
| 2 東日本大震災の復旧・復興に向けた支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |              |                           |
| ○ 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業【新規】                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 355          | ( - )                     |
| ※ 復旧・復興対策に係る経費<br>震災により大きく変化した被災地の人材ニーズや雇用のミスマッチに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るため、専門学校などの教育機関と地域・産業界との連携による推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援のもと、専門人材育成コースの開発・実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。<br>（中長期的な人材育成コース）<br>【分野】再生可能エネルギー（建築・土木・電気、電気自動車、スマートグリッド等）、食・農林水産、観光など<br>（短期的専門人材育成コース）<br>【分野】介護、医療情報事務、土木・建築・電気など          |  |              |                           |
| ○ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（H23～H26までの基金）                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | -            | ( 11,313 )<br>の内数         |
| 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（高校生学費支援基金）を活用した授業料等減免措置に対する支援。<br>（対象者）震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒<br>・専修学校高等課程・専門課程：修業年限1年以上<br>・専修学校一般課程：各修業年限2年以上<br>（補助率）高等課程（10/10）、その他の課程（2/3）<br>（対象者数）専修学校：約2,800人 各種学校：約360人<br>（対象事業）都道府県において行う授業料等減免事業                                                                         |  |              |                           |
| ○ 被災した生徒等へのメンタルヘルスケア対応（専修学校等分含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 5,514<br>の内数 | ( 3,015 )<br>の内数          |
| スクールカウンセラー等の緊急派遣を都道府県等に委託。<br>・緊急スクールカウンセラー等の派遣 2,300人の内数                                                                                                                                                                                                                                                            |  |              |                           |

とりまとめや、各分野の学習システム構築のためのプロジェクトを評価する。

- ・成長分野における中核的専門人材の取組を先導する産学官連携体制の整備。
- ・各分野における専門的・実践的な教育の質の向上・保証のための取組の課題・方向性をとりまとめ。
- ・社会人等の実践的な職業能力を

育成する効果的な学習システムの評価。

- ・グローバル化に対応した専門的・実践的な教育の相互交流等のあり方をとりまとめ、国際的に活躍する中核的専門人材養成に活用。

②各分野におけるプロジェクトの実証

○各分野ごとのプロジェクトにおいて、モデル・カリキュラム基準や

専修学校留学生総合支援プラン

達成度評価指標の開発・実証、第三者による専門的・実践的な評価等を実施する。

新成長戦略（二十二年六月閣議決定）においては、アジア経済戦略の一環として、二〇二〇年までに質の高い外国人学生の受け入れを三〇万人にすることを目指し、「専門学校への留学

支援」を進めることとしています。

専修学校においては、アジアを中心とする各国からの留学生を積極的に受け入れ、高度な技術の担い手として、アジア諸国と我が国との架け橋となる人材の育成を行っています。これら留学生については日本での就職や地域への定着等の面でなお困難を抱えており、今後、留学生の受け入れの一層の拡大を図る上で、この点が隘路となっています。

このため、地域における相談窓口等の設置や支援情報の提供、日本での就職に際し求められる能力を修得するための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制の整備を推進し、専門学校における留学生の受け入れ拡大を図るために必要な経費を計上しています。

なお、平成二十三年度から広域的な支援体制整備の取組に重点化して、事業の一層の効率的・効果的な推進を図っているところですが、東日本大震災及び原発事故の影響を受け、専修学校等の入学・辞退・退学が全国的に起きていることを踏まえ、平成二十四年度は特に、全国的なネットワークを構築し、被災地や原発等を理由として留学生が減少しつつある学校等の情報発信・相談機能の強化等を支援するなど、の広域的な取組を支援することとしています。

## 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業

震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るための推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援のもと、専門人材育成コースの開発・実証・開設や専修学校等の就職支援

【専門人材育成コースの開発・実証・開設】  
 ①中長期的な人材育成コースの開発・実証  
 【分野】  
 再生可能エネルギー（建築・土木・電気、電気自動車、スマートグリッド等）、食・農林水産、観光など。

## 3 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| ○ 高等学校等就学支援金（高等専修学校分含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 158,845<br>の内数 | ( 153,374 )<br>の内数 |
| 全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、専修学校（高等課程）の生徒については高等学校等就学支援金を支給。<br><small>（支給上限額）年額118,800円（低所得世帯には、さらに59,400円～118,800円を加算して支給）<br/> <small>（参考）専修学校（高等課程）生徒数：38,453人（平成22年5月1日現在）</small></small>                                                                                                                                     |                |                    |
| ○ 高校生に対する給付型奨学金（高等専修学校分含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 10,167<br>の内数  | ( - )              |
| ※ 日本再生重点化措置要望<br>全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金制度を創設。<br><small>（低所得世帯の生徒に対する給付）<br/> <small>【対象者】約42.5万人（年収約250万円未満世帯）<br/> <small>【支給額】年額18,300円（教科書等図書費相当額）</small></small></small>                                                                                                                  |                |                    |
| ○ 大学等奨学金事業の充実（専門学校分含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 131,120<br>の内数 | ( 127,558 )        |
| ※ 日本再生重点化措置要望<br>意欲と能力がありながら経済的に困窮する学生等が修学を断念することがないように、無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学金を支給することにより修学に必要な経費の支援を行うため、大学等奨学金事業を充実。<br><small>（対象人員）大学等修学支援奨学金 127万2千人 → 134万9千人（7万7千人増）<br/> <small>・給付・無利子貸与 35万8千人 → 38万8千人（3万人増）<br/> <small>（うち給付 2万1千人【新規】）<br/> <small>・有利子貸与 91万4千人 → 96万1千人（4万7千人増）</small></small></small></small> |                |                    |

※上記のうち、要望額84,302百万円  
 ・給付型奨学金14,880百万円  
 ・無利子奨学金69,622百万円

## 4 専修学校の教育基盤の整備

|                                                                                                 |       |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| ○ 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導                                                                          | 9     | ( 10 )  |
| 専修学校教育の現状及びその振興方策に関する調査・研究協議、情報提供等。                                                             |       |         |
| ○ 私立専門学校、私立高等専修学校施設の耐震化事業に対する補助【新規】                                                             | 177   | ( - )   |
| ※ 復旧・復興対策に係る経費<br>・専修学校（専門課程、高等課程）の耐震化事業について補助。                                                 |       |         |
| ○ 私立専門学校における教育装置・情報設備等の整備に対する補助【拡充】                                                             | 1,080 | ( 986 ) |
| ・専修学校（専門課程）の教育装置・学内LAN 装置の整備費について補助 [247,000千円]。<br>・専修学校（専門課程）の情報処理関係設備の整備費について補助 [833,000千円]。 |       |         |
| ○ 専修学校教員研修事業等補助                                                                                 | 8     | ( 8 )   |
| 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。                                                                     |       |         |

○被災地でニーズが高い分野において、産業界の連携により、産業界の高度化などに資する中長期的な教育カリキュラムの開発・実証を行う。

## ②短期専門人材育成コースの開設支援【分野】

介護、医療情報事務、土木・建築・電気など

○被災地で二十四年度以降もニーズが高く供給が不足する福祉等分野の教育環境支援を継続実施する。  
 また、被災地以外の専門学校や病院等からの教員派遣、拠点校を中心に被災地内外の複数校をコーディネートする人材配置等を支援する。

## 【専修学校等の就職支援体制の充実強化】

○被災地（岩手県、宮城県、福島県）の就職支援を行うため、産学の連携による合同就職セミナーの開催や就職支援コーディネーターの配置を行う。

## 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

意欲と能力がありながら経済的に困窮する学生等（専門学校生を含む）が修学を断念することがないように、無利子奨学金貸与を拡充するとともに、無利子奨学金貸与のみでは修学が困難な

者に対しては、給付型の奨学金事業を創設するなど、修学支援の充実に必要な経費を計上しています。

また、高校生等（高等専修学校生を含む）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯（年収約二五〇万円未満程度）の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金事業の創設に必要な経費を計上しています。

このほか、二十二年度より措置された高校生等（高等専修学校生を含む）を対象とした高等学校等就学支援金に必要な経費についても引き続き計上しています。

## 専修学校の教育内容等を充実するための支援策

以上のほか、科学技術の高度化や情報化などに対応した専門性の高い知識、技術の習得に際するよう、教育内容の充実を目指す私立専修学校に対し、教育装置や情報処理関係設備の整備費について補助する私立大学等研究設備整備費等補助及び私立学校施設整備費補助について必要な経費等を引き続き計上するとともに、東日本大震災における甚大な学校施設の被害状況を踏まえ、生徒の安全を確保するため、新たに学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事に必要な経費等を計上しています。

私立幼稚園の財務状況  
《平成二十一年度決算集計》

私学事業団では、「学校法人等基礎調査」で集計した平成二十一年度の決算データを基に、二十二年度版「今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）」と「今日の私学財政（専修学校・各種学校編）」を二十三年八月に刊行しました。

今回は、「今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）」より、幼稚園法人の財務状況についてとりまとめました。

少子化の影響

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた二十一年度の園児数は、十七年度の一七三万八千人から一六三万人となり一〇万八千人減少しています。また、幼稚園数に

表1 園児数と幼稚園数（単位：人、園）

| 区分   | 17年度      | 21年度      |
|------|-----------|-----------|
| 園児数  | 1,738,766 | 1,630,336 |
| 私立   | 1,383,249 | 1,318,006 |
| 国立   | 6,572     | 6,315     |
| 公立   | 348,945   | 306,015   |
| 幼稚園数 | 13,949    | 13,516    |
| 私立   | 8,354     | 8,261     |
| 国立   | 49        | 49        |
| 公立   | 5,546     | 5,206     |

※文部科学省学校基本調査より

ついても、十七年度の一三、九四九園から四三三園減少し、二十一年度では一三、五一六園となっています（表1）。

幼稚園法人の概況

消費収支状況

一 法人当たりの消費収支計算書より、十七年度と二十一年度を比較すると、収入の部では、学生生徒等納付金が増加、補助金も三九万九千円増加し、帰属収入は四八二万四千円増加しています。支出の部では、人件費が三十三万四千円増加、経費も二九万九千円増加し、消費支出は六〇三万四千円増加しています。

帰属収入の増加幅に対して、人件費・経費の増加幅がさらに上回る状況となっています。そのため、経営状況の目安となる、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額は減少しており、経営面での余裕が狭まっています。収入を維持しつつ支出のさらなる削減が幼稚園法人の今後の課題といえます。

法人ごとの帰属収支差額では、二十一年度に帰属収支差額がマイナスの法人は一、五九〇法人で、十七年度と比べると二六法人減少していますが、集

表3 帰属収支差額がマイナスの法人

| 年度 | 集計法人数<br>(A) | 帰属収支差額が<br>マイナスの値 |          |
|----|--------------|-------------------|----------|
|    |              | 法人数 (B)           | 割合 (B/A) |
| 17 | 5,086        | 1,616             | (31.8%)  |
| 18 | 5,057        | 1,568             | (31.0%)  |
| 19 | 5,035        | 1,665             | (33.1%)  |
| 20 | 5,012        | 1,770             | (35.3%)  |
| 21 | 5,000        | 1,590             | (31.8%)  |

表2 消費収支計算書（1法人当たり金額）（千円）

| 区分     | 17年度     | 21年度     |
|--------|----------|----------|
| 収入の部   | 学生生徒等納付金 | 65,873   |
|        | 補助金      | 41,776   |
|        | その他      | 23,342   |
|        | 帰属収入     | 130,991  |
|        | 基本金組入額   | △ 13,915 |
| 支出の部   | 消費収入     | 117,076  |
|        | 人件費      | 74,984   |
|        | 経費       | 41,372   |
|        | その他      | 2,514    |
|        | 消費支出     | 118,870  |
| 帰属収支差額 |          | 12,121   |
| 消費収支差額 |          | △ 1,794  |

計法人数も減少しているため、マイナスの法人の割合は同じ率となりました。この結果、二十年度までは帰属収支差額がマイナスの法人の割合が増え続けていましたが、少し改善しました（表2・3）。

表4 貸借対照表（1法人当たり金額）（千円）

| 区分        | 17年度             |         | 21年度   |          |
|-----------|------------------|---------|--------|----------|
| 資産の部      | 有形固定資産           | 335,881 | 67.3%  | 357,320  |
|           | その他の固定資産         | 63,239  | 12.7%  | 73,007   |
|           | 流動資産             | 100,249 | 20.1%  | 109,967  |
|           | （うち現金預金）         | 87,332  | 17.5%  | 97,416   |
|           | 合計               | 499,369 | 100.0% | 540,294  |
| 負債・収支差額の部 | 固定負債             | 37,045  | 7.4%   | 35,275   |
|           | 流動負債             | 23,743  | 4.8%   | 21,563   |
|           | 基本金              | 445,178 | 89.1%  | 496,521  |
|           | 消費収支差額           | △ 6,597 | △ 1.3% | △ 13,065 |
|           | 負債・基本金・消費収支差額の部計 | 499,369 | 100.0% | 540,294  |

二 財政状態  
一 法人当たりの貸借対照表より、十七年度と二十一年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が二、一四四万円、その他の固定資産が九七七万円、流動資産が九七二万円とそれぞれ増加しており、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。  
構成比率をみると有形固定資産のみ一・二ポイント下降し、六六・一％となっており、施設・設備投資を控え、資金を引当特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。  
負債・基本金・消費収支差額の部では、固定負債が一七七万円、流動負債が二一八万円減少、それぞれの構成比率についても縮小しています（表4）。

## 都道府県別財務比率

最後に、消費収支計算書関係比率（加重平均値）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、学校法人の経営状況を見るための帰属収支差額比率をそれぞれ都道府県ごとにまとめました。

各財務比率の見方のポイントは「今日の私学財政」に載っています。また、これらの比率を使つての財務分析についても概説が載っていますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営の是非を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後、経営の活性化を検討される場合の参考としてご利用ください（表5）。

以上、簡単に幼稚園法人の財務状況をまとめました。

「学校法人等基礎調査」は毎年各都道府県を通じて実施しております。今後とも、引き続きご協力をお願いいたします。

## 問い合わせ先

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三（三三三〇）七八四〇・七八四二

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

表5 都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

| 区 分  | 部 門 数    |          | 学 生 生 徒 等<br>納 付 金 比 率 |           | 補 助 金 比 率 |           | 人 件 費 比 率 |           | 人 件 費 依 存 率 |            | 教育研究（管理）<br>経 費 比 率 |           | 帰属収支差額比率 |          |
|------|----------|----------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|---------------------|-----------|----------|----------|
|      | 17年度     | 21年度     | 17年度                   | 21年度      | 17年度      | 21年度      | 17年度      | 21年度      | 17年度        | 21年度       | 17年度                | 21年度      | 17年度     | 21年度     |
| 北海道  | 園<br>457 | 園<br>459 | %<br>51.8              | %<br>51.1 | %<br>37.5 | %<br>37.8 | %<br>64.0 | %<br>63.2 | %<br>123.6  | %<br>123.7 | %<br>30.8           | %<br>30.8 | %<br>3.9 | %<br>4.2 |
| 青 森  | 114      | 108      | 49.9                   | 48.6      | 34.9      | 37.8      | 70.2      | 67.0      | 140.7       | 138.0      | 30.8                | 33.0      | △ 4.1    | △ 1.1    |
| 岩 手  | 84       | 82       | 42.0                   | 41.3      | 36.9      | 38.3      | 62.9      | 62.5      | 149.9       | 151.3      | 33.5                | 32.4      | 2.5      | 3.9      |
| 宮 城  | 156      | 149      | 52.4                   | 50.7      | 32.5      | 34.4      | 56.3      | 57.9      | 107.5       | 114.2      | 33.5                | 33.5      | 8.5      | 7.6      |
| 秋 田  | 65       | 57       | 45.4                   | 46.2      | 38.0      | 35.2      | 60.4      | 60.6      | 133.0       | 131.2      | 34.1                | 32.6      | 4.8      | 5.7      |
| 山 形  | 87       | 81       | 41.0                   | 39.3      | 39.5      | 42.3      | 60.6      | 63.3      | 147.8       | 161.1      | 31.0                | 31.7      | 7.8      | 4.3      |
| 福 島  | 129      | 131      | 42.5                   | 42.2      | 40.7      | 40.2      | 60.2      | 62.4      | 141.7       | 148.0      | 31.8                | 32.2      | 6.7      | 3.8      |
| 茨 城  | 181      | 189      | 38.8                   | 38.2      | 42.6      | 43.2      | 59.0      | 59.6      | 152.0       | 156.1      | 29.1                | 33.5      | 10.1     | 5.5      |
| 栃 木  | 182      | 180      | 52.7                   | 52.7      | 38.4      | 38.4      | 63.0      | 61.4      | 119.7       | 116.4      | 27.4                | 29.0      | 8.4      | 7.1      |
| 群 馬  | 112      | 96       | 47.5                   | 46.5      | 38.8      | 41.6      | 64.4      | 60.9      | 135.6       | 130.8      | 31.4                | 30.4      | 3.5      | 7.6      |
| 埼 玉  | 514      | 513      | 52.0                   | 51.8      | 27.8      | 28.6      | 55.1      | 56.8      | 106.0       | 109.8      | 31.3                | 32.3      | 12.1     | 9.4      |
| 千 葉  | 393      | 397      | 52.9                   | 52.9      | 31.7      | 32.1      | 57.4      | 55.8      | 108.4       | 105.6      | 29.6                | 29.2      | 11.7     | 14.1     |
| 東 京  | 438      | 452      | 56.4                   | 53.7      | 24.3      | 27.8      | 57.8      | 56.7      | 102.5       | 105.6      | 28.5                | 28.1      | 12.3     | 13.2     |
| 神奈川  | 514      | 514      | 61.5                   | 59.7      | 23.0      | 24.9      | 56.2      | 57.0      | 91.3        | 95.5       | 29.2                | 29.3      | 11.9     | 12.0     |
| 新 潟  | 113      | 105      | 43.4                   | 42.3      | 42.5      | 43.6      | 63.4      | 63.1      | 146.0       | 149.3      | 30.4                | 30.2      | 4.3      | 6.1      |
| 富 山  | 55       | 50       | 42.5                   | 44.5      | 38.3      | 39.4      | 53.9      | 54.4      | 126.9       | 122.4      | 36.6                | 40.6      | 7.0      | 4.3      |
| 石 川  | 65       | 65       | 48.7                   | 48.4      | 43.0      | 42.4      | 66.5      | 63.6      | 136.5       | 131.2      | 30.4                | 30.2      | 2.0      | 0.4      |
| 福 井  | 28       | 30       | 44.7                   | 44.6      | 33.6      | 41.4      | 55.0      | 58.2      | 123.1       | 130.6      | 31.0                | 30.3      | 13.7     | 10.9     |
| 山 梨  | 63       | 59       | 49.6                   | 49.7      | 34.3      | 36.9      | 61.2      | 63.6      | 123.4       | 127.9      | 34.1                | 33.3      | 4.2      | 2.4      |
| 長 野  | 89       | 98       | 52.1                   | 50.6      | 36.0      | 36.4      | 63.7      | 64.0      | 122.2       | 126.4      | 27.6                | 29.2      | 4.9      | 4.1      |
| 岐 阜  | 83       | 95       | 48.7                   | 54.8      | 31.8      | 31.5      | 60.6      | 58.9      | 124.5       | 107.4      | 33.3                | 33.6      | 5.0      | 5.1      |
| 静 岡  | 218      | 220      | 45.0                   | 45.8      | 36.8      | 40.1      | 61.0      | 59.0      | 135.7       | 128.8      | 30.3                | 31.9      | 7.4      | 6.8      |
| 愛 知  | 408      | 404      | 39.0                   | 39.8      | 40.4      | 43.9      | 58.8      | 57.8      | 150.7       | 145.2      | 31.1                | 31.1      | 9.2      | 10.0     |
| 三 重  | 51       | 55       | 47.7                   | 55.2      | 33.0      | 32.1      | 61.5      | 61.5      | 128.8       | 111.3      | 31.7                | 31.4      | 5.7      | 6.4      |
| 滋 賀  | 24       | 23       | 38.9                   | 40.3      | 48.3      | 49.4      | 65.1      | 64.3      | 167.1       | 159.6      | 30.1                | 30.5      | 4.6      | 4.8      |
| 京 都  | 138      | 140      | 44.9                   | 44.4      | 35.9      | 39.0      | 55.5      | 59.8      | 123.5       | 134.6      | 29.7                | 32.8      | 13.8     | 6.3      |
| 大 阪  | 399      | 327      | 41.2                   | 42.1      | 40.6      | 40.3      | 55.7      | 56.8      | 135.1       | 135.1      | 34.1                | 35.8      | 8.8      | 6.1      |
| 兵 庫  | 201      | 201      | 48.9                   | 49.1      | 32.5      | 33.3      | 54.6      | 55.3      | 111.6       | 112.6      | 30.0                | 31.3      | 13.5     | 11.7     |
| 奈 良  | 37       | 39       | 49.3                   | 49.7      | 33.6      | 32.4      | 60.4      | 61.8      | 122.6       | 124.4      | 37.6                | 37.4      | 0.6      | 0.4      |
| 和歌山  | 44       | 40       | 39.3                   | 38.3      | 43.8      | 45.7      | 65.4      | 65.4      | 166.5       | 170.8      | 30.2                | 30.7      | 3.9      | 3.4      |
| 鳥 取  | 27       | 28       | 49.9                   | 48.9      | 37.5      | 39.6      | 62.6      | 63.0      | 125.6       | 128.9      | 27.6                | 28.1      | 8.7      | 7.4      |
| 島 根  | 11       | 11       | 51.0                   | 54.6      | 33.5      | 34.7      | 64.6      | 68.2      | 126.8       | 125.1      | 39.6                | 38.6      | △ 7.3    | △ 9.4    |
| 岡 山  | 34       | 31       | 40.9                   | 37.3      | 43.8      | 41.1      | 65.1      | 64.0      | 159.3       | 171.7      | 26.0                | 25.7      | 6.6      | 9.9      |
| 広 島  | 179      | 172      | 44.2                   | 44.2      | 40.4      | 41.7      | 54.5      | 54.2      | 123.3       | 122.6      | 36.7                | 37.4      | 7.5      | 6.8      |
| 山 口  | 122      | 119      | 35.7                   | 33.9      | 49.5      | 50.1      | 63.9      | 59.9      | 178.9       | 177.1      | 29.4                | 30.7      | 6.0      | 8.9      |
| 徳 島  | 10       | 10       | 56.9                   | 54.8      | 27.2      | 27.1      | 60.5      | 66.0      | 106.4       | 120.3      | 28.6                | 34.9      | 10.3     | △ 1.9    |
| 香 川  | 33       | 33       | 54.2                   | 50.6      | 34.3      | 35.1      | 65.4      | 61.8      | 120.6       | 122.1      | 30.1                | 29.2      | 4.0      | 8.4      |
| 愛 媛  | 81       | 83       | 48.8                   | 44.7      | 37.7      | 34.3      | 61.0      | 58.2      | 125.0       | 130.3      | 29.3                | 27.5      | 6.9      | 11.7     |
| 高 知  | 30       | 30       | 45.5                   | 42.2      | 39.6      | 43.7      | 61.1      | 64.7      | 134.3       | 153.5      | 29.8                | 28.9      | 7.9      | 5.1      |
| 福 岡  | 307      | 334      | 51.8                   | 51.8      | 33.2      | 34.6      | 55.0      | 56.1      | 106.3       | 108.4      | 30.9                | 31.8      | 11.8     | 10.7     |
| 佐 賀  | 85       | 81       | 52.6                   | 47.1      | 34.1      | 38.6      | 63.4      | 59.6      | 120.6       | 126.6      | 32.7                | 32.0      | 3.3      | 7.9      |
| 長 崎  | 128      | 121      | 44.0                   | 48.8      | 26.7      | 34.0      | 53.1      | 62.0      | 120.5       | 127.1      | 25.9                | 30.8      | 18.4     | 6.1      |
| 熊 本  | 109      | 108      | 39.3                   | 37.8      | 50.4      | 53.8      | 64.0      | 65.7      | 163.0       | 174.0      | 25.7                | 26.7      | 9.6      | 7.2      |
| 大 分  | 60       | 63       | 40.3                   | 40.8      | 38.9      | 45.9      | 59.4      | 59.0      | 147.1       | 144.8      | 28.5                | 31.0      | 10.8     | 9.0      |
| 宮 崎  | 112      | 113      | 39.0                   | 36.6      | 45.9      | 48.3      | 65.5      | 63.5      | 168.1       | 173.6      | 29.7                | 30.8      | 3.9      | 3.8      |
| 鹿児島  | 145      | 140      | 40.2                   | 38.8      | 45.2      | 49.4      | 61.2      | 60.1      | 152.2       | 154.9      | 33.3                | 34.5      | 4.4      | 4.8      |
| 沖 縄  | 25       | 21       | 47.6                   | 48.1      | 37.7      | 36.9      | 53.4      | 53.6      | 112.1       | 111.3      | 33.6                | 34.6      | 12.5     | 11.7     |
| 全国平均 | 6,940    | 6,857    | 49.0                   | 48.8      | 34.0      | 35.3      | 58.3      | 58.4      | 119.1       | 119.7      | 30.7                | 31.3      | 9.4      | 8.8      |

（注）部門数は学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。

（参考）学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／帰属収入 人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金

補助金比率：補助金／帰属収入 教育研究（管理）経費比率：（教育研究経費＋管理経費）／帰属収入 又は経費／帰属収入

人件費比率：人件費／帰属収入 帰属収支差額比率：帰属収支差額（帰属収入－消費支出）／帰属収入

## 私学支援ポータルサイトの開設 — 東日本大震災の復旧・復興に向けて —

東日本大震災で被災された私立学校の復旧・復興と、それらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせて、被災学校に対する効果的な支援を行うために、私学事業団のホームページ（[www.shingaku.go.jp](http://www.shingaku.go.jp)）に「私学支援ポータルサイト」を開設しました。

### ポータルサイトへの登録

私立学校が、復旧・復興のための寄付金募集を行っている場合やこれから募金を計画しようとする場合は、支援の希望を登録するための「希望登録様式」を本ポータルサイトからダウンロードし、必要事項を記載し、電子メール添付、FAX又は郵送のいずれかの方法で本事業団へお申し込みください。

企業等が寄付支援をお考えの場合は、本ポータルサイトにおける「支援の希望一覧」をご覧いただき、積極的に私立学校への支援をお願いします。なお、寄付の申し出を行う場合は、寄付する学校名など必要事項を記載して本事業団にお申し込みください。寄付申出者の情報は公開せず、指定いた

いた学校へ直接連絡・紹介いたします。

寄付先をお考えになつていない場合は、使途目的などの希望を付してお申し込みください。本ポータルサイトにて、寄付を希望する私立学校を募集し、募集に応じた私立学校を寄付申出者へ連絡しますので、それに基づいて寄付する私立学校をお決めください。

十月十七日現在、寄付支援を希望する私立学校の登録は二三校です。

### 寄付金授受の方法

寄付申出者と学校法人等との間での寄付金の授受は、両者の責任において、両者間で直接行いますが、本事業団は可能な範囲で、両者への情報提供、寄付金にかかる条件の提示及び税法上の取り扱いなどでサポートします。

具体的には、寄付申出者が本ポータルサイトに登録されている「支援の希望一覧」又は「被災地に設置されている私立学校一覧」などから私立学校を指定して、「寄付登録様式」を提出していただきます。本事業団は、当該学校法人等へ寄付金受領の意向を確認するとともに、担当者名を含む学校情報を寄付申出者へ連絡し、当事者間での

寄付金の授受が可能になるようにサポートします。

なお、受配者指定寄付金としての税制上の優遇措置が必要な場合は、当該学校法人からの申し出により本事業団が寄付金を受け入れて、当該学校法人等へ配付する所定の手続きを行います。十月十七日現在、寄付金の授受が実現されたものは、次のとおりです。

- ・学校法人文化学園の教職員他の皆様より、福島県の二大学、十二幼稚園へ
- ・東日本大震災時に出張先で避難者を受け入れていた私立幼稚園にお世話になった個人の方より、宮城県の一幼稚園へ

### 寄付金授受に関するQ&A

**Q** 受配者指定寄付金以外の寄付金の授受は、どのような流れですか？

**A** 寄付予定者が、直接学校指定の銀行口座へ振り込むなど、当事者間で相談していただきます。

**Q** 金額・時期等の調整がある場合は、どうしたらよいですか？

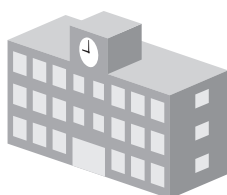
**A** 具体的な授受は、直接当事者間で交渉・相談していただきます。

ご不明な点は、何なりとお気軽にお尋ねください。

寄付支援を希望する  
私立学校

私学事業団

寄付支援を申し出る  
企業・個人・学校法人等



①要請登録



④寄付提案



②要請公表



③寄付登録



問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 寄付金課

☎ 〇三（三三三〇）七三二七・七三二八  
Eメール [shien-ps@shingaku.go.jp](mailto:shien-ps@shingaku.go.jp)

平成二十三年度 第二回

私学共済事務担当者研修会

平成二十四年二月十一日(水)～二月二日(水)

広報相談センター 相談班

私学共済制度の業務の内容や事務手

続きなどを習得していただくため、初  
任者を対象に基礎的事項を中心とした  
事務担当者研修会を各ガーデンパレス  
で開催します(会場・日程等は下表参  
照)。詳しくは、十月分掛金納付通知  
書(十一月中旬送付)に同封する「開  
催案内(参加申込書付)」又は私学共  
済事業ホームページをご覧ください。

参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・参加は一人一コースのみ

研修内容

(1)二日コース

私学共済の共済業務全般(主に資  
格・短期・長期)について、テキス  
ト及び「事務の手引」を基に基礎的  
な研修を行います。

(2)一日コース

私学共済制度の業務の中で、研修  
希望の多い資格・短期及び長期の部  
門ごとに、テキスト及び「事務の手  
引」を基に基礎的な研修を行います。

申し込み方法等

(1)申込期限

開催案内の「平成二十三年度  
第二回 私学共済事務担当者研修会  
参加申込書」により、十一月三十日  
(水)【必着】までに共済事業本部あ  
て郵送によりお申し込みください。

(2)参加通知

参加の可否は十二月中旬に学校法  
人等あてにお知らせします。  
・各コースとも定員を超えた場合は  
抽選となります。  
・応募者が著しく少ないコースは、  
中止とさせていただきますが、あり  
ます。

平成二十三年度 第二回  
私学共済事務担当者連絡会

二十四年二月十日(金)から三月  
九日(金)にかけて平成二十三年度  
第二回私学共済事務担当者連絡会  
を開催します。会場・日程等につ  
いては、一月中旬に送付する「開  
催案内」(十二月分掛金納付通知書  
に同封)及び本誌二十四年一月号、  
私学共済事業ホームページでお知  
らせします。

研修会会場・日程等一覧

| 会 場        | コース番号 | 実 施 日             | コース | 定 員 | 研 修 内 容 |
|------------|-------|-------------------|-----|-----|---------|
| 札幌ガーデンパレス  | ①     | 1月18日(水)～1月19日(木) | 2日  | 40名 | 共済業務全般  |
| 仙台ガーデンパレス  | ②     | 1月11日(水)～1月12日(木) | 2日  | 40名 | 共済業務全般  |
| 東京ガーデンパレス  | ③     | 1月11日(水)～1月12日(木) | 2日  | 70名 | 共済業務全般  |
|            | ④     | 1月13日(金)          | 1日  | 70名 | 資格・短期   |
|            | ⑤     | 1月16日(月)          | 1日  | 70名 | 長 期     |
|            | ⑥     | 1月17日(火)～1月18日(水) | 2日  | 70名 | 共済業務全般  |
|            | ⑦     | 1月30日(月)          | 1日  | 70名 | 長 期     |
|            | ⑧     | 1月31日(火)～2月1日(水)  | 2日  | 70名 | 共済業務全般  |
| 名古屋ガーデンパレス | ⑨     | 1月25日(水)～1月26日(木) | 2日  | 50名 | 共済業務全般  |
| 京都ガーデンパレス  | ⑩     | 1月17日(火)          | 1日  | 40名 | 資格・短期   |
|            | ⑪     | 1月18日(水)～1月19日(木) | 2日  | 40名 | 共済業務全般  |
| 大阪ガーデンパレス  | ⑫     | 1月24日(火)          | 1日  | 40名 | 長 期     |
|            | ⑬     | 1月25日(水)～1月26日(木) | 2日  | 40名 | 共済業務全般  |
| 広島ガーデンパレス  | ⑭     | 1月11日(水)～1月12日(木) | 2日  | 45名 | 共済業務全般  |
| 福岡ガーデンパレス  | ⑮     | 1月25日(水)～1月26日(木) | 2日  | 50名 | 共済業務全般  |

災害関係

三月に発生した東日本大震災をはじめ各地で豪雨や台風による被害が発生しました。私学事業団（共済事業）においては、被災された加入者及び関係者の方に対して、次のような支援を行っています。

東日本大震災にかか  
る  
私学共済制度の取り扱い

掛金・児童手当拠出金の  
免除の特例措置の延長  
業務部 掛金課

給与の支払いに「著しい支障」が生じたことによる、掛金・児童手当拠出金等の納付が免除される期間のうち、児童手当拠出金については、平成二十三年十月までとしましたが、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の施行に伴い、免除される期間が、掛金と同様、二十四年二月までとなりましたのでお知らせします。

なお、免除の特例の詳細については、本誌六月号をご覧ください。

現在実施している取扱い

現在も継続している特例措置等の主な概要は次のとおりです。

一 医療機関にかかったとき（自己負担金の免除）

震災によって加入者や被扶養者の方の住居が、全半壊した場合や震災によって主たる生計維持者が死亡した場合、病院の窓口で支払う自己負担金を免除します。本事業団に「一部負担金等免除証明書」を申請してください。

● 免除期間

平成二十四年二月二十九日まで

〔短期給付課〕

二 学校からの給与の額が下がった又は無給となったとき

① 学校との雇用関係が継続している間は、給与の支給の有無にかかわらず加入者資格を継続します。

● 取扱期間

平成二十三年三月十一日から一年間

② 掛金負担の軽減を図るため特例として標準給与月額を即時改定します。なお、即時改定に連動して給付や貸付限度額等が減少しない特例措置を設けています。

● 対象月

平成二十三年三月～二十四年二月の間で給与が変動した月

〔資格課〕

③ 被災し、やむを得ず休校（園）となり、給与が減額又は支給されないときは休業手当金を支給します。

● 支給対象期間

平成二十三年三月十二日～九月三十日の間で給与が減額又は支給されない期間（労災保険・雇用保険等を受給する期間を除きます）

三 災害見舞金等の支給

加入者又は被扶養者が住居や家財に損害を受けたときは、損害の状況に応じて、災害見舞金等を支給します。

※福島原発災害による避難指示等の対象地域にお住まいで住居を移転した加入者や被扶養者には、災害見舞金支給の特例があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

● 請求期間

災害発生日から二年間

〔短期給付課〕

また、災害見舞品として品物に代えて三万円を支給します。〔保健課〕

四 掛金の納付

① 被災地域の学校等については納期限を延長しています。

（地域により終了しています）

② 被災した学校のおおむね過半の加入者（教職員）の給与が、一時的に標準給与の下限（九万八千円）程度に満たない額で支給されるような場合には、申請により掛金を免除します。

● 免除期間

最長で平成二十四年二月まで

〔掛金課〕

五 死亡にかかる給付の支給の特例（死亡の推定）

埋葬料や遺族共済年金など死亡にかかる給付については、行方不明となつた方の生死が三か月間わからない場合又はその方の死亡が三か月以内に明らかになり、かつ、その死亡時期がわからない場合については、平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定し、決定します。〔短期給付課・年金部〕

六 貸付関係

被災した加入者（任意継続加入者を除きます）に対しては、低利な特例災害貸付及び特例住宅貸付があります。

※申込期間は災害発生日から、

特例災害貸付 一年以内

特例住宅貸付 三年以内

〔貸付課〕

七 積立共済年金・共済定期保険  
保険金等の請求手続き書類を一部緩和しています。〔保健課〕

新潟・福島豪雨及び台風  
十二号・十五号にかかる  
私学共済制度の取り扱い

一 加入者証等の取り扱い

① 加入者証等を紛失等し、お手元にならない場合でも病院・診療所で受診できます。窓口で、氏名・生年月日・加入者の勤務先学校名・私学共済の加入者又は被扶養者であることを申し出てください（台風十五号で被災さ

れた方を除きます。

②被災された方からの加入者証等の再交付、年金加入期間確認通知書及び資格証明書の交付の依頼は、電話等での申し出も本人確認のうえ受け付けます。加入者証等は学校法人等あて（任意継続加入者は自宅あて）にお送りします。

## 二 資格事項に関する報告書

資格事項に関する各種異動報告書及び届出書等の提出については、それぞれ提出期限を当面六か月間延長しています。提出の際は、被災により提出が遅れた旨を記入してください。

〔資格課〕

## 三 医療機関にかかったときの一部負担金等の免除

保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等については、本事業団に申請することにより、免除を受けることができます。場合があります。

〔短期給付課〕

## 四 災害見舞金等の支給

加入者又は被扶養者の方が、住居や家財に損害を受けたときは、損害の状況に応じて災害見舞金等を支給します。

〔短期給付課〕

また、災害見舞品として品物に代えて三万円を支給します。

〔保健課〕

## 五 掛金の納付

被災により、掛金・児童手当拠出金が納付できない学校法人等については、納付猶予を受けられる場合があります。

ます。

## 六 貸付関係

①申し出により定期償還期限を延長します。延長中は特例利率が適用されます。

②被災した加入者（任意継続加入者を除きます）は、低利な貸付利率の特例災害貸付及び特例住宅貸付が受けられます。

〔貸付課〕

## 七 積立貯金の払い戻し

①緊急の場合には、随時払い戻しを行います。

②「積立貯金払戻請求書」がない場合、任意の用紙でいったん請求を受け付けます（後日差し替えが必要です）。

〔保健課〕

## 八 積立共済年金・共済定期保険

保険金等の請求に関する手続き書類を一部緩和しています。また、積立共済年金の保険料振替に関する特例を設けています。

〔保健課〕

## 九 年金関係

書類の提出等でお困りの場合には、個別に相談を受けていますのでお問い合わせください。

〔年金部〕

取り扱いの詳しい内容については、対象となる学校法人等及び任意継続加入者あてにお送りした通知文や私学共済事業ホームページも併せてご覧ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

ます。

## 平成二十三年度

## 加入者証の検認の実施

加入者証を正しく使用していただくために

業務部 資格課

加入者証及び加入者被扶養者証（以下、「加入者証等」といいます）の適正な使用を確認するため、私学事業団では毎年一定の期日を定め、加入者証等の検認を行っています。

加入者証等の記載内容に変更がないか、あらためて確認をお願いします。

## 対象者

加入者及び被扶養者

※就職、所得の増加、別居などによって被扶養者の要件を欠いている場合は、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

## 学校法人等への通知

検認の対象者及び方法については、十一月下旬に学校法人等あてに通知します。

## 私学事業団への報告

結果については、「加入者証等検認結果報告書」で報告してください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

無効の加入者証等については、「加入者証回収調査票」を送付するなど回収に努めています。が、なかなか回収率が上がりません。

加入者の資格喪失や被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証等は必ず回収し、返納してください。

①「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（限度額適用認定証・高齢受給者証を含む）を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは「加入者証等返納不能届書」を提出してください。

②加入者、被扶養者、任意継続加入者が後期高齢者医療制度に加入した後は、本事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は、必ず返納してください。

## 〔加入者証〕

|           |             |              |            |
|-----------|-------------|--------------|------------|
| 私立学校教職員共済 | 【本人】加入者     | 発行番号         | 1234567890 |
| 加入者証      |             | 平成22年12月1日交付 |            |
| 記号        | 13A9999     | 番号           | 00001      |
| 姓         | 清ノ助         |              |            |
| 氏名        | 私学 太郎       |              |            |
| 生年月日      | 昭和33年12月30日 | 性別           | 男          |
| 資格取得年月日   | 昭和53年4月1日   |              |            |

## 〔加入者被扶養者証〕

|           |            |              |            |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 私立学校教職員共済 | 【家族】被扶養者   | 発行番号         | 1234567890 |
| 加入者被扶養者証  |            | 平成22年12月1日交付 |            |
| 記号        | 13A9999    | 番号           | 00001      |
| 姓         | 清ノ助        |              |            |
| 氏名        | 私学 花子      |              |            |
| 生年月日      | 昭和36年2月20日 | 性別           | 女          |
| 認定年月日     | 昭和53年4月1日  |              |            |
| 加入者氏名     | 私学 太郎      |              |            |

### 事例3 配偶者や子に恒常的な収入があるが、被扶養者の範囲内であるため認定申請したい

給与収入や不動産所得等がある場合でも、恒常的な収入が被扶養者の範囲内であるときは被扶養者として認定されます。

#### 【添付書類】

|                     |                                |                                                                                 |
|---------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>配偶者・子の収入に関する書類 | 1 続柄及び生年月日を確認する書類<br>(①②のいずれか) | ①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本）<br>②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）                      |
|                     | (1) 自営業で事業所得がある人               | ①所得証明書（所得の種類が確認できる最新のもの）<br>②確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）<br>(①②のいずれか)                |
|                     | (2) 不動産所得、利子所得等がある人            |                                                                                 |
|                     | (3) アルバイトやパート等で給与収入がある人        | 勤務先の年収見込証明書及び社会保険未加入証明書<br>(平成23年版「事務の手引」145ページ参照。私学共済事業ホームページからひな型をダウンロードできます) |

### 事例4 60歳以上の配偶者を被扶養者として認定申請したい

60歳以上の人は、年金（恩給、扶助料も含みます）の受給の有無や金額等について確認するための書類が必要となります。また、年金以外に恒常的な収入がある場合は、その金額を確認する書類も必要となりますので、**事例3**の収入に関する書類も添付してください。

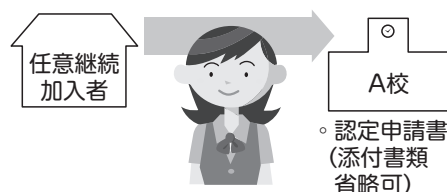
#### 【添付書類】

|                   |                                |                                                                                                                                                             |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>配偶者の収入に関する書類 | 1 続柄及び生年月日を確認する書類<br>(①②のいずれか) | ①配偶者の戸籍抄本（又は謄本）<br>②配偶者の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）                                                                                                      |
|                   | (1) 年金請求中の場合<br>(①及び②いずれも)     | ①年金事務所等が発行した年金見込額が確認できる書類、又は裁定請求書を提出した年金事務所等の名称と概算額を記載した口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの）<br>②年金額決定後に被扶養者の収入限度額を超える年金の決定があった場合は、さかのぼって被扶養者認定を取り下げる旨の誓約書（加入者の署名・捺印のあるもの） |
|                   | (2) 年金受給中の場合                   | 公的年金等の証書の写し（年金額等の記載のあるもの）<br>ただし、年金額が改定されている場合は、最新の改定通知書の写し                                                                                                 |
|                   | (3) 年金を受給していない場合               | 公的年金を受給していない旨の口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの）<br>ただし、受給する権利があり、その年金額の全額が停止となっている場合は、最新の改定通知書又は年金支給額変更通知書の写し                                                           |

### 事例5 任意継続加入者が再資格取得をしたときの認定申請

私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得する場合で、任意継続加入者のときに被扶養者として認定されていた人については、添付書類を省略できます。

この場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続加入者からの再資格取得」と朱書きのうえ、任意継続加入者であったときの加入者番号も明記してください。



### 事例6 加入者が継続資格取得したときの認定申請

前任校から認定されている被扶養者については、そのまま継続して被扶養者認定されます。したがって**手続きは必要ありません**。

なお、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書」を取消日に在職している学校法人等から提出してください。

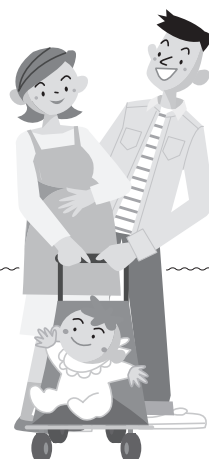


# 被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ②

業務部 資格課

10月号では、被扶養者になれる人の範囲や収入について「出生に伴う子の認定」と「子の扶養替え」の2つの事例を挙げて必要な添付書類について説明しました。

今回は、「**加入者の資格取得に伴う配偶者や子の被扶養者認定**」について説明します。この場合、被扶養者認定の事由発生日は資格取得日となります。申請は、資格取得した日から30日以内に行ってください。



## 「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類
- ③夫婦共同扶養に関する書類 [注]

### [注] 夫婦共同扶養に関する添付書類

子を申請する場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。その際、源泉徴収票の写し、所得証明書、勤務先の年収見込証明書などで収入を確認します（配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します）。

※65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」を「被扶養者認定申請書」と同時に提出してください。

※「被扶養者認定申請書」及び国民年金第3号被保険者の届出用紙は複写式のため、私学共済事業ホームページからダウンロードできません。用紙は、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求してください。

## 事例1 前の健康保険制度（国民健康保険を除く）から引き続いて配偶者や子を被扶養者として認定申請したい

加入者が他の健康保険制度（国民健康保険を除く）から引き続き資格取得をする場合（前の職場を退職した日又は翌日に私学共済制度に加入するとき）で、前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者として認定されていたときは、添付書類を次の書類に代えることができます。

### 【添付書類】

#### 前の健康保険制度で被扶養者として認定されていたことが確認できる書類

健康保険証、組合員証の写し又は資格証明書など（続柄、生年月日が確認できるもの）

※子のみの認定で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養に関する書類（上記[注]）も必要です。

## 事例2 配偶者や子に恒常的な収入がないため、被扶養者として認定申請したい

原則として18歳以上60歳未満の人を認定申請するときは次の書類が必要です。

### 【添付書類】

|                                |                                                                                                     |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 続柄及び生年月日を確認する書類<br>(①②のいずれか) | ①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本）<br>②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）                                          |
| 2 配偶者・子の収入に関する書類<br>(①②のいずれか)  | ①非課税証明書（最新のもの）<br>②有効期限の記載のある学生証の写し又は在学証明書（昼間部の在籍及び修了年限が明示されたものに限る）<br>※大学院生・夜間部・通信教育課程の学生は①に限りします。 |

なお、最近日本に帰国又は入国したため、非課税証明書が取れないときは、ア及びイの書類が必要です。

ア 非課税証明書が交付されない理由及び国内・国外における収入がない旨の口述書

イ 氏名、生年月日及び出入国年月日の記載されているパスポートの写し又は戸籍の附票

## 共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

### 短時間勤務者に関する アンケート調査を実施します

私学における短時間勤務者の状況や定年制等の実態を把握するためにアンケート調査を実施することとなりました。本調査は全学校法人等に11月中旬に発送する10月調定分掛金納付通知書に同封します。

アンケートにご記入いただき、11月30日(水)までに同封の返信用封筒にて、本事業団あてに返送してください。ご協力をよろしくお願いいたします。【企画室】

### 積立共済年金・共済定期保険の 後期加入申込期間

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間は、いずれも**11月1日(火)から11月30日(水)**までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。【保健課】

### 児童手当拠出金の納付対象基準額が 決定しました

平成23年の定時決定による基準額は、183万円となりました(前年と同額)。10月調定時に長期給付にかかる標準給与の月額合計が183万円以上となる学校法人等については、23年10月分から24年9月分までの間、掛金とあわせて児童手当拠出金を納付することになります。納付額については、「掛金・児童手当拠出金納付通知書」で通知します。

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に長期給付にかかる標準給与の月額の合計額が基準額を下回ることになっても、その期間内においては、児童手当拠出金を納付することになります。【掛金課】

### 私学共済相談員研修会を開催しました

9月29日(木)、30日(金)に、東京ガーデンパレスで私学共済相談員研修会を開催しました。

今回は①私学事業団における東日本大震災への対応、②病気等で休業した者にかかる加入者資格の取り扱い、③学生就職支援サポート事業の概要及び事務所見学、④社会保障と税の一体改革等について研修を行いました。【相談班】

### 年内の共済業務関連書類の 受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

#### 資格関係

- 加入者証等の交付及び資格関係の確認通知書は、12月15日(木)受付分までを年内に発送します。
- 資格取得・喪失は、12月20日(火)受付分までを12月分の掛金で調定する予定です。【資格課】

#### 短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、12月2日(金)受付分までを年内に送金する予定です。【短期給付課】

#### 貸付関係

- 年内最終送金(12月22日(木))の貸付申し込みは、11月30日(水)が締め切りです。【貸付課】

年末の業務は12月28日(水)までのため、早めに手続きを行ってください。送金等については、申込書類等に不備がないことを前提としていますので、書類は余裕をもって提出してください。

## 11月の共済業務スケジュール



|        |                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1日(火)  | 積立共済年金 後期加入申し込み開始<br>共済定期保険 後期加入申し込み開始                                          |
| 2日(水)  | 貸付 送金                                                                           |
| 6日(日)  | 貸付 10月分定期償還期限                                                                   |
| 10日(木) | 貯金 払込期限(必着)                                                                     |
| 15日(火) | 貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り<br>アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り                            |
| 21日(月) | 貯金 送金                                                                           |
| 22日(火) | 貸付 送金                                                                           |
| 25日(金) | 貯金 払戻・解約請求締め切り<br>積立共済年金 脱退申出等締め切り                                              |
| 28日(月) | 掛金 10月口座振替(自振校のみ)<br>貸付 11月分定期償還口座振替(自振校のみ)                                     |
| 30日(水) | 貸付 12月22日送金申し込み締め切り<br>掛金 10月分納期限<br>積立共済年金 後期加入申し込み締め切り<br>共済定期保険 後期加入申し込み締め切り |

## 12月の共済業務スケジュール



|        |                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 2日(金)  | 貸付 送金                                                    |
| 6日(火)  | 貸付 11月分定期償還期限                                            |
| 9日(金)  | 貯金 払込期限(必着)                                              |
| 15日(木) | 貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り<br>アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り |

## INFORMATION

## お見舞い

先の平成23年台風15号により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。災害を受けられた学校法人等的一天も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、私学事業団といたしましても全力で支援につとめてまいります。

## 「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

## ○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 春季 | 卒業(園)式、入学(園)式、桜、合格発表       |
| 夏季 | プール(授業)、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス |
| 秋季 | 運動会、学園祭、遠足、就職セミナー          |
| 冬季 | クリスマス、百人一首大会、もちつき大会        |

## ○応募写真

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

## ○応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。また、ファイル転送サービスでもお受けしています。

## ○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。

※採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。



## 助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

[http://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)

## 私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください（一部、紙媒体での提出の場合があります）。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

## 会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談を電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7838 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

## 合宿、ゼミ、研修などの団体旅行にご利用ください

開業30周年を迎える大阪ガーデンパレスでは、これまでのご愛顧に感謝して、お得な宿泊プランを用意しております。合宿、ゼミ、研修など様々な団体旅行にご利用ください。



### 30周年記念 特別団体宿泊プラン

1泊2食(1名様) **7,500円**  
 1泊朝食(1名様) **5,000円**

- ツイン又は和室を利用した時の料金です(シングルは500円増)。
- 15名様以上の受け付けとなります。
- 【対象期間】 平成23年12月1日～24年3月31日  
 ※年末年始(12月31日～1月3日)を除く

### 私学直営施設だからお得に泊まろう!!

- ☆ 加入者宿泊料金の割引キャンペーンを12月～3月末まで実施します。
- ☆ 私学メンバーズカードでお支払いされると、更に割引いたします。
- ☆ 禁煙ルームはもちろん、癒しのアイテムが充実した「レディースプラン」や「新幹線みえるお部屋限定プラン」もご用意します。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**大阪ガーデンパレス**

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211  
 (JR「新大阪」駅西口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅北側②出口から無料送迎バスを運行)  
<http://www.hotelgp-osaka.com>

## 融資事業のご案内

## 平成23年度融資のご相談、お待ちしております!

■ 融資金利表 (平成23年11月1日現在)

| 融資費目                                                                | 返済期間              |                   |                             |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
|                                                                     | 20年以内<br>(うち据置2年) | 10年以内<br>(据置年数含む) | 6年以内<br>(据置年数含む)            |
| 【一般施設費】<br>校(園)舎、体育館、講堂、遊<br>戯室等の建築事業並びに校<br>(園)地の買収事業等             | 年%<br>1.6         | 年%<br>0.9         | 年%<br>0.7                   |
| 【特別施設費】<br>寄宿舍、国際交流会館、セミ<br>ナーハウス等の建築事業並び<br>に当該施設建築のための土地<br>買収事業等 | 1.7               | 1.0               | —                           |
| 【教育環境整備費】<br>校教具、通園バス等の購入<br>※幼稚園、特別支援学校、専<br>修学校が対象                | —                 | —                 | 5年6か月以内<br>(うち据置6か月)<br>0.6 |
| 【教育環境整備費】<br>大型設備・情報技術整備等                                           | —                 | 0.9               | —                           |

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・  
元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感の  
ある」本事業団資金のご利用を検討されて  
はいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受  
付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)

今月の表紙

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部では「ケアから社会を学ぶ、青陵マインドの涵養」というテーマのもと、入学から卒業まで体系的にキャリア支援を行い、職業人として社会で求められる確かな力を養っています。平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」の採択を受け、高校・幼稚園と連携し、法人全体で教育改革を推進しています。